

重要事項説明書

個人情報利用同意書

契約書

加算等同意書

重要事項説明書

ご利用者に対するサービスの提供開始にあたり指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令 37 号第 8 条）に基づいて説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 【指定訪問看護サービスを提供する事業者について】

法人名	合同会社 Community care collaboration	代表者	代表社員 進藤 由佳
所在地	茨城県北茨城市磯原町磯原 1 丁目 33 番地 シーワン 101	電話番号	0293-24-7713
事業内容	介護保険・医療保険関連事業		
法人設立 年月日	平成 31 年 2 月 1 日		

2. 【利用者に対してサービス提供を実施する事業所について】

1) 事業所の所在地

事業所名称	訪問看護ステーション Collabo
保険指定 事業所番号	0861590073 (介護保険) 1590073 (医療保険)
事業所所在地	茨城県北茨城市磯原町磯原 1 丁目 33 番地シーワン 101
連絡先	0293-24-7713

2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護が必要である利用者（介護保険の要介護・要支援状態の利用者を含む）が、その有する能力に応じ、可能な限りにおいて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、利用者の状態に応じた訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、健康保険法その他の関係法令、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度その他の公費負担制度及び契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、総合的支援と適切なサービス提供に努めます。

3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 祝日・年末年始（12/31～1/3）を除く
営業時間	午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

4) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～土曜日 祝日・年末年始（12/31～1/3）を除く
営業時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

5) 通常の事業の実施地域

実施地域	北茨城市、高萩市、福島県いわき市勿来地区
------	----------------------

6) 事業所の職員体制

管理者	進藤 由佳
-----	-------

職	業務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように統括します。	常勤 1 名
看護師等	1 訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画書の	常勤 5 名 非常勤 1 名

	作成を行うとともに、利用者への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画書を交付します。 4 訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画書の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況の把握に努め、適切な訪問看護を提供します。 7 居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日及び提供した訪問看護の内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	
理学療法士	1 1 訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。 2 心身機能の維持や向上を目的としたリハビリテーションを行います。 3 訪問日及び提供した訪問看護の内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1 名
事務員兼看護補助者	1 介護給付等の請求事務を行います。 2 物品や書類等の管理を行います。 3 看護師と同行し、訪問看護の補助を行います。	常勤 1 名

3. 【提供するサービスの内容について】

- 1) 利用者の希望を確認し訪問看護計画書に基づき、訪問看護を提供します。

サービス内容	
療養所の世話	清潔の支援、栄養管理、食事および排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
診療の補助	褥瘡の予防・処置、カテーテル等医学的処理および管理の実施と指導
リハビリテーション	ADL維持・向上、嚥下機能、認知機能向上等のリハビリテーションの実施と指導
家族の支援	家族の療養上の指導、相談、健康管理

- 2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

利用料金	介護保険制度に基づく訪問看護：利用料は厚生労働大臣の基準によるものとし別紙の料金表を参照ください。 後期高齢者医療制度、健康保険法等に基づく訪問看護：週3日が訪問の限度（ただし厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は訪問回数の制限はありません。別紙の料金表を参照ください。） その他の費用：自費の料金についても別紙の料金表を参照ください。
支払方法	① 現金集金 ② 銀行または郵便局の口座からの自動引き落とし（SMBC ファイナンス） ③ 指定口座への入金（手数料は利用者様負担となります）
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には前日までに速やかに事業所までご連絡ください。 連絡のないキャンセルは1 提供あたりの料金の 50%を実費にてご負担いただきます。 ※緊急な入院など特段の事情の場合や振替訪問を行った場合は、キャンセル料は頂きません。

4. 【緊急時の対応】

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者へ連絡します。

ご家族緊急連絡先	氏名	TEL
主治医	医療機関名 医師名	TEL
居宅介護支援事業所（介護保険）	担当者	TEL

5. 【事故発生時の対応】

当事業者は利用者に対する訪問看護の提供により、万が一事故が発生し、利用者に損害が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族などに連絡を取り、必要な措置を講じるとともに当事業者の責に帰すべき事由によるときは「訪問看護サービス契約書」に従い、損害を賠償します。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上自動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
保険の概要	損害賠償保険

6. 【虐待防止について】

- (1) 利用者に対していかなる形の虐待も行わないことを宣言します。
- (2) 職員は、利用者とのコミュニケーションにおいて言葉や態度による暴力や脅迫、性的な言動などを行わず、利用者 の尊厳を重んじた対応を行います。
- (3) すべての職員に虐待の定義と対応に関する研修（年1回以上）を提供します。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果についてすべての職員に周知徹底していきます。
- (5) 職員の中に虐待の可能性のある方がいた場合、直ちに上司に報告し必要に応じて対応します。
- (6) 利用者の状況を詳しく把握し、虐待の兆候が見られた場合は、適切な報告手続きを行います。
- (7) 利用者が虐待を受けた場合には、必要に応じて報告手続きを行い、利用者に対する支援を提供します。
- (8) 利用者からの相談や苦情に対しては、速やかに対応し、解決に向けた措置を講じます。
- (9) 虐待防止のための措置を適切に実施するための責任者は、事業所の管理者とします。

7. 【身体拘束等の原則禁止】

- (1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

8. 【災害発生時の対応】

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の訪問看護を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

9. 【感染症対策について】

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底していきます。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 【業務継続に向けた取り組みについて】

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 【秘密保持について】

事業者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 【サービス提供の記録】

訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から5年間保管します。

13. 【身分証携行義務】

職員は、常に身分証明書を携行し、提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

14. 【カスタマーハラスメントへの対応】

職員に対して、暴言、暴力等ハラスメント行為が発生した場合は、関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で、健全な信頼関係が構築できず訪問看護の効果が期待できないと判断した場合は、行政や居宅介護支援事業所等に相談の上、訪問看護の中止または契約解除とすることがあります。

15. 【相談窓口、苦情対応窓口】

提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者及びその家族からの相談や苦情を受け付けるための窓口を設置します。

相談・苦情窓口	訪問看護ステーション Collabo TEL:0293-24-7713 （担当：進藤由佳）	
外部苦情申し立て機関	北茨城市役所高齢福祉課 介護保険係	北茨城市磯原町磯原 1630 番地 0293-24-7713
	高萩市役所高齢福祉課	高萩市春日町 3 丁目 10 番地 高萩市総合福祉センター1 階 0293-22-0088
	茨城県国民健康保険団体連 合会	水戸市笠原町 978 番地 26 029-301-1565

個人情報の取扱いに関する同意書

1 個人情報

本同意書において「個人情報」とは、合同会社 Community care collaboration（以下「事業者」といいます。）が利用者からお預かりする情報のうち、個人情報の保護に関する法律に規定される生存する個人に関する情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報）、及び特定の個人と結びついて使用される住所、居所、メールアドレス、電話番号その他の個人に関する属性情報をいい、利用者に関する情報だけでなく、利用者のご家族に関する情報を含みます。

2 利用目的

事業者は、上記1の個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。

- ① 訪問看護サービスの提供、維持および改善のため。
- ② サービス担当者会議の開催、介護保険の適用その他当社が提供する訪問看護サービスの利用に必要な範囲で、主治医、介護支援専門員、居宅サービス担当者、住宅改修・福祉用具事業者その他のサービス担当者会議関係者、医療機関及び行政機関に情報提供するため。
- ③ 保険者への訪問看護療養明細書の提出のため。
- ④ 訪問看護サービス提供中の利用者の体調急変・ケガ等を理由に医療機関に受診した際の、医療機関への情報提供のため。
- ⑤ 訪問看護サービスに付随する医療機関及び行政機関への届出や申請等について、利用者に代わって手続を行うため。
- ⑥ 上記に付随する業務を遂行するため。

3 利用にあたっての条件

- (1) 事業者は、当社のプライバシーポリシーに従って個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 事業者は、上記2に記載する目的の達成に必要な範囲で個人情報を利用し、サービス担当者会議関係者、医療機関、行政機関及び保険者に提供します。
- (3) 事業者は、上記2の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えては行わず、変更された利用目的について利用者及び利用者のご家族に通知又は公表します。

4 要配慮個人情報

- (1) 事業者は、利用者の健康状態、疾患歴、現病歴、血液等の検査データ、バイタルサインその他利用者の健康状態及び症状に関する一切の情報（以下「要配慮個人情報」といいます。）を取得します。
- (2) 事業者は、要配慮個人情報を症例研究その他の研究、教育のために利用できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者（利用者に十分な判断力がない場合において法定代理人がいるときは法定代理人、利用者が未成年者の場合には利用者の保護者）の同意がない限り、要配慮個人情報を第三者に提供しません。

訪問看護サービス契約書

第1条（契約の締結）

____様（以下「甲」という。）及び合同会社 Community care collaboration（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して介護保険法、健康保険法その他の関係法令、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度その他の公費負担制度（以下「関係法令等」という。）に基づいて提供する指定訪問看護サービス及び訪問看護・介護予防訪問看護サービスに関し、本契約書を締結した。

第2条（サービスの目的）

乙は甲に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、甲の状態に応じて、医療保険給付又は介護給付及び予防給付の対象サービスとなる訪問看護サービス（以下「本サービス」という。）を提供します。本サービスの具体的な内容は、「指定訪問看護、訪問看護・介護予防訪問看護サービス 重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）に記載したとおりです。

第3条（契約期間）

この契約の期間は____年____月____日から甲の終了意思表示がされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了事由が生じた場合には、同条に定める日までとします。介護保険を利用する場合は甲の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日（要介護認定又は要支援認定が変更又は更新された場合には変更後の要介護認定・要支援認定有効期間満了日）までとします。この満了日の7日前までに甲から乙に対して契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第4条（個別サービス計画等）

乙は、甲の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、甲の訪問看護計画を作成し、その主要内容につき、甲又は甲の家族に説明して甲の同意を得ます。乙は、当該訪問看護計画書を甲に交付し、これに沿って計画的にサービスを提供します。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 乙は、本サービスを提供した際には、乙があらかじめ定めた「看護記録書」等の書面に、提供したサービスの内容等の必要事項を記入します。
- 2 乙は一定期間ごとに目標等の達成状況等を記載して前項の「看護記録書」等の記録を作成します。
- 3 乙は前述の「看護記録書」その他の記録を作成完成後 5 年間は適正に保管し、甲の求めに応じて閲覧に供し、又は乙の実費負担によりそのコピーを交付します。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 本サービスに対する利用料及び利用者負担金は、サービスごとに重要事項説明書に記載するものとします。なお、利用者負担金は関係法令等に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担金（償還払いの場合は基本利用料）を 1 ヶ月以上滞納した場合には、乙は 2 週間の期間を定め、その期間満了までに利用料を支払わない場合は契約を解除することが出来ます。

第7条（甲の解約権）

甲は乙に対しいつでも 7 日以上予告期間をもって通知することにより、この契約を解除することができます。

第8条（乙の解除権）

乙は、人員不足等やむを得ない事情がある場合、甲や家族の法令違反行為、サービス提供を阻害する行為、著しいハラスメント行為、その他の背信行為により契約を継続する事が困難となった場合、事業の安定的な運営が困難となった場合もしくは事業所の統廃合があった場合は、7 日以上予告期間をもってその理由を記載した文書で甲に通知することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合、乙は甲の主治医等と協議し、甲に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第9条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を終了するものとします。

- (1) 第8条の規定により乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (2) 第7条の規定により甲から解約の意思表示がなされたとき。
- (3) 第6条で定める条件が満たされ、かつ乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 次のいずれかの理由で甲にサービスを供給できなくなったとき。
 1. 甲が医療施設に入院した場合（12 か月以上継続）
 2. 甲が死亡したとき

第10条（事故時の対応）

乙は、本サービス実施にあたり事故の発生により甲の生命、身体又は財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、乙の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。また、事故発生につき甲又は甲の家族に過失がある場合には、損害賠償の額を減額することができるものとします。

第11条（社会情勢及び天災）

- 1 社会情勢の急激な変化、地震、風水害、台風、大雪、感染症の蔓延など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がございます。
- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害、台風、大雪、感染症の蔓延など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の

義務の履行が遅延し、又は、不能になった場合、乙はそれによる損害賠償責任を乙は負いません。

第 12 条（苦情対応）

- 1 甲は本サービスについて苦情がある場合には、乙の事業所、区市町村又は国民健康保険団体連合会等の窓口に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 乙は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 乙は、甲が苦情申立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

第 13 条（契約外条項など）

- 1 この契約及び関係法令等で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して甲と乙との協議により定めます。
- 2 この契約書は、関係法令等に基づくサービスを対象としたものですので、甲がそれ以外のサービスを希望する場合には別途契約が必要になります。

第 14 条（秘密保持義務）

- 1 乙は、本契約の契約期間中及び契約終了後、甲に対する本サービスの提供にあたって知りえた甲及び甲の家族の情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持し、第三者に漏らすことはありません。
- 2 乙は、受領した機密情報を甲乙合意の目的以外に使用しません。
- 3 乙は、甲の同意がない限り、役員・従業員などで機密情報を知る必要のある者に開示する場合、法令に定める場合及び訪問看護計画に記載された事業者の開示する場合を除き、第三者に対して利用者の情報を開示することはありません。

〔契約書署名欄〕以上のとおり契約したので、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通ずつ保有することとします。

年 月 日

説明者

- (甲) 私は、「重要事項説明書」、「個人情報の取り扱いに関する同意書」、「訪問看護サービス契約書」、「各種同意について」の各内容を理解し、これらに同意の上、「訪問看護サービス契約書」に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

【利用者】

住 所

氏 名

【ご家族】

【代理人】

住 所

氏 名

本人との関係

- (乙) 当事業者は、訪問看護サービス事業者として、甲の申込みを受諾し、「訪問看護サービス契約書」に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

サービス事業者 住 所 319-1541 茨城県北茨城市磯原町磯原 1 丁目 33 番地シーワン 101 号室
法人名 合同会社 Community care colabration
代表者 代表社員 進藤 由佳 印

各種同意について

(介護・医療) 24 時間対応の同意

当事業者は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあります。計画外の緊急時訪問を行った場合には、所要時間に応じた単位数または回数を算定します。

利用者は、24 時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

(介護・医療) 必要な場面での複数名対応の同意

同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行うとき、次のいずれかに該当する場合に算定することになります。

- 1) 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等に訪問看護が困難と認められる場合
- 2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3) その他利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合

利用者は、複数名訪問看護加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

(介護・医療) 自宅で最期まで過ごされる場合に支援を実施可能にする同意

「ターミナルケア加算・療養費」は、訪問看護を行っている利用者が在宅等で死亡された場合であって（ターミナルケアを行った後、24 時間以内在宅以外で死亡した場合を含む）、その死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合、算定することになります。

利用者は、ターミナルケア加算・療養費に（ 同意します ・ 同意しません ）

(介護・医療) リハビリテーションが必要になる場合に実施可能にするための同意

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりにさせる訪問であることに同意をお願い致します。

利用者は、上記の内容に（ 同意します ・ 同意しません ）

(介護) 当ステーション体制評価への同意

当事業者は、中等度の要介護者への医療ニーズ対応を強化する事により、沖縄県が定める規定を満たしているため「看護体制強化加算」を、月に 1 回に限り算定します。

利用者は、看護体制強化加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

(医療) 関係機関への情報提供の同意

「情報提供療養費 1」市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に関わる保健福祉サービスに必要な情報提供をした場合に算定します。

「情報提供療養費 2」厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に義務教育諸学校、保育園・幼稚園等からの求めに応じ情報提供をした場合に算定します。

「情報提供療養費 3」保健医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供をした場合に算定します。

利用者は、情報提供療養費に（ 同意します ・ 同意しません ）

(医療) 医療機関・歯科・薬局などとの連携の同意

訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等（准看護師を除く）がそれを踏まえた療養上の指導をした場合、月に 1 回に限り算定を行います。

利用者は、在宅患者連携指導加算に（ 同意します ・ 同意しません ）

(医療) 医療情報連携加算の同意

医療関係職種等により記録された医療・ケアに関わる情報を ICT を用いて取得、活用し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、及び訪問看護の記録を関係職種に情報共有した場合に、月に 1 回に限り算定します。

利用者は、情報提供療養費に（ 同意します ・ 同意しません ）

訪問看護ステーション Collabo 料金表

医療保険

介護保険

その他

医療保険の訪問看護料金表

2026 年 6 月報酬改定に基づく (円)		10 割	1 割	2 割	3 割
基本療養費	週 3 日目まで/日	5,550	555	1,110	1,660
	週 4 日目以降/日 (PT、OT、ST の場合)	6,550 (5,550)	660 (560)	1,310 (1,110)	1,970 (1,660)
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師/月	12,850	1,290	2,570	3,860
管理療養費	月の 1 日目/日	7,710	770	1,540	2,310
	月の 2 日目以降/日	3,010	300	600	900
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日 2 名)	同一建物内での訪問看護を提供する場合 週 3 日目まで/日	5,550	560	1,110	1,660
	週 4 日目以降/日 (PT、OT、ST の場合)	6,550 (5,550)	660 (560)	1,310 (1,110)	1,970 (1,660)
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一日 3 名以上 9 名以下)	同一建物内での訪問看護を提供する場合 週 3 日目まで/日	2,780	280	560	830
	週 4 日目以降/日 (PT、OT、ST の場合)	3,280 (2,780)	330 (280)	660 (560)	980 (830)
訪問看護基本療養費Ⅲ	医療機関へ入院中、外泊時に訪問看護を利用される場合/外泊期間	8,500	850	1,700	2,550
時間による加算	午前 6 時～午前 8 時	2,100	210	420	630
	午後 6 時～午後 10 時				
	午後 10 時～午前 6 時	4,200	420	840	1,260

医療保険内の加算 (円)

加算 (円)		10 割	1 割	2 割	3 割
24 時間対応体制加算 (イ) (ロ)	1 回/月	6,800 (6,520)	680 (650)	1,360 (1,300)	2,040 (1,960)
	緊急訪問看護加算 (月 15 日目以降)	2,650 (2,000)	270 (200)	530 (400)	800 (600)
特別管理加算	1 回/月 麻薬等注射、化学療法、強心剤持続投与、気管切開・気管カニューレ、留置カテーテル使用	5,000	500	1,000	1,500
	上記以外で特別な管理が必要な方 1 回/月	2,500	250	500	750
専門管理加算	1 回/月 褥瘡、人工肛門等、緩和ケアの専門家および特定行為における管理	2,500	250	500	750
難病等複数回訪問看護加算	1 日 2 回の訪問 (同一建物 3 人以上 9 人以下)	4,500 (4,000)	450 (400)	900 (800)	1,350 (1,200)
	1 日 3 回以上の訪問 (同一建物 3 人以上 9 人以下)	8,000 (7,200)	800 (720)	1,600 (1,440)	2,400 (2,160)
乳幼児加算/6 歳未満 (厚労大臣の定める状態)	1 回/日	1,400 (1,800)	140 (180)	280 (360)	420 (540)
複数名訪問看護加算	看護職員 1 回/週 (同一建物 3 人以上 9 人以	4,500 (4,000)	450 (400)	900 (800)	1,350 (1,200)

	下)				
	准看護師 1 回/週 (同一建物 3 人以上 9 人以下)	3,800 (3,400)	380 (340)	760 (680)	1,140 (1,020)
	看護補助者 1 回/日 (同一建物 3 人以上 9 人以下)	3,000 (2,700)	300 (270)	600 (540)	900 (810)
	看護補助者 2 回/日 (同一建物 3 人以上 9 人以下)	6,000 (5,400)	600 (540)	1,200 (1,080)	1,800 (1,620)
	看護補助者 3 回/日 (同一建物 3 人以上 9 人以下)	10,000 (9,000)	1,000 (900)	2,000 (1,800)	3,000 (2,700)
長時間訪問看護加算	1 回/週まで	5,200	520	1,040	1,560
退院時共同指導加算	退院調整会議等を行った際	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	上記と併せ特別管理がある際	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日の訪問に対し (長時間など)	6,000 (8,400)	600 (840)	1,200 (1,680)	1,800 (2,520)
在宅患者連携指導加算	1 回/月 (適応時)	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2 回/月 (適応時)	2,000	200	400	600
情報提供療養費 1, 2, 3	1 回/月	1,500	150	300	450
訪問看護医療情報連携加算	1 回/月	1,000	100	200	300
ターミナルケア加算 1	適応時	25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア加算 2 (施設等の看取り介護加算時)	適応時	10,000	1,000	2,000	3,000
遠隔死亡診断補助加算	適応時	1,500	150	300	450
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	1 回/月	1,830	180	370	550
訪問看護物価対応料 1	月の 1 日目	60	6	10	20
	月の 2 日目以降/日	20	2	4	8
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1 回/月	50	5	10	15

※各種公費などの受給者証や限度額受給者証をお持ちの方は、上記の自己負担が免除・減額になる場合もございますので、訪問の際に看護師にご提示ください。

介護保険の訪問看護料金表

2026 年 4 月介護報酬改定に基づく

1 単位＝

10 円/単位

要介護の方の訪問看護(円)	単位	10 割	1 割	2 割	3 割
訪問看護 11(20 分未満)	314	3,140	314	628	942
訪問看護 I 2(30 分未満)	471	4,710	471	924	1,413
訪問看護 I 3(30 分以上 60 分未満)	823	8,230	823	1,646	2,489
訪問看護 I 4(60 分以上 90 分未満)	1,128	11,280	1,128	2,256	3,384
訪問看護 I 5(リハビリ 20 分ごと)	294	2,940	294	588	882
訪問看護 I 5・2 超(リハビリ 20 分 3 回以上連続) 訪問看護 I 5 の 90/100	265	2,646	264	529	793
夜間早朝:午前 6 時～午前 8 時 :午後 6 時～午後 10 時		25%UP			
深夜:午後 10 時～午前 6 時		50%UP			
要支援の方の訪問看護(円)	単位	10 割	1 割	2 割	3 割
予防訪問看護 I 1(20 分未満)	303	3,030	303	606	909
予防訪問看護 I 2(30 分未満)	451	4,510	451	902	1,353
予防訪問看護 I 3(30 分以上 60 分未満)	794	7,940	794	1,588	2,382
予防訪問看護 I 4(60 分以上 90 分未満)	1,090	10,900	1,090	2,180	3,270
予防訪問看護 I 5(リハビリ 20 分ごと)	284	2,840	284	568	852
予防訪問看護 I 5・2 超(リハビリ 20 分 3 回以上連続) 訪問看護 I 5 の 50/100 (利用開始 12 月超えの場合 5 単位減)		1,480	142	284	426
夜間早朝:午前 6 時～午前 8 時 :午後 6 時～午後 10 時		25%UP			
深夜:午後 10 時～午前 6 時		50%UP			

介護保険の加算（円）

項目	単位	10 割	1 割	2 割	3 割
初回加算（Ⅰ）退院日の訪問に対し	350	3,500	350	700	1,050
初回加算（Ⅱ）開始月、2 か月以上中断し再開した月	300	3,000	300	600	900
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）1 回/月	600	6,000	600	1,200	1,800
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）1 回/月	574	5,740	574	1,148	1,722
特別管理加算Ⅰ 1 回/月	500	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ 1 回/月	250	2,500	250	500	750
専門管理加算 1 回月 褥瘡、人工肛門等、緩和ケアの専門家および特定行為における管理	250	2,500	250	500	750
口腔連携加算 1 回/月	50	500	50	100	150
退院時共同指導加算：退院調整会議等を行った際	600	6,000	600	1,200	1,800
複数名訪問看護加算Ⅰ①（30 分未満）	254	2,540	254	508	762
複数名訪問看護加算Ⅰ②（30 分未満）	402	4,020	402	804	1,260
複数名訪問看護加算Ⅱ①（30 分未満、看護補助者）	201	2,010	201	402	603
複数名訪問看護加算Ⅱ①（30 分以上、看護補助者）	317	3,170	317	634	951
長時間訪問看護加算 1 回につき	300	3,000	300	600	900
ターミナルケア加算（適応時）	2,500	25,000	2,500	5,000	7,500
遠隔死亡診断補助加算（適応時）	150	1,500	150	300	450
看護体制強化加算（Ⅰ）1 回/月	550	5,500	550	1,100	1,650
看護体制強化加算（Ⅱ）1 回/月	200	2,000	200	400	600
定期訪問随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 医療保険による訪問看護が行われる場合（減算）	-97	-970	-97	-194	-291
厚労大臣が定める施設基準に該当する事業所のリハビリ（減算）	-8	-80	-8	-16	-24
訪問看護処遇改善加算	介護保険の 1 月あたりの総単位数 × 1.8%				

その他の保険外 オプション料金

1 時間 30 分を超える訪問看護 (長時間訪問看護加算を算定した場合を除く)	3,000 円/30 分
エンゼルケア	10,800 円
交通費	医療保険 及び 介護保険の通常の事業の実施地域以外 1km あたり 20 円
キャンセル料	無料 ※前日までに必ずご連絡をお願いします。